

肥料原料備蓄対策事業の要件緩和

1 新設した倉庫の空きスペースの有効活用

- 本事業の支援を受けて倉庫（※）を新設し、当該備蓄に係る備蓄事業者が備蓄数量目標を達成している際は、当該備蓄事業者が所有する物品（肥料関係物品以外も可能）を保管する場合に限り、新設した倉庫の空きスペースの活用を認めます。
 - これにより、新設する倉庫の遊休化リスクの軽減につながります。
 - なお、供給確保計画において設定した当該倉庫の「保管する備蓄数量」については、当該倉庫に保管し続ける必要があります。
- ※ 備蓄事業者の自社倉庫、倉庫業者の営業倉庫のどちらも対象です。

2 その他

- その他の要件緩和の内容については、後日お示しする予定です。